

## 酒々井町農業委員会 4 月総会会議録

平成 31 年 4 月 5 日（金）

分庁舎 2 階第 2 多目的室

午後 3 時 5 0 分から午後 4 時 5 5 分まで

局長 会議に先立ちまして、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

### < 異動職員紹介 >

局長 続きまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

### < 綿貫親睦会長 >

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 それでは、ただいまから平成 31 年 4 月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案 2 件、専決処理報告 2 件、その他 1 件ですので、よろしくお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、7 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6 番京増孝一委員、7 番飯田隆男委員を指名します。また、書記に事務局の木村副主査を任命します。

議長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、整理番号 1 から 10 は再設定ですので、一括して事務局より説明願います。

局長 第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 ～ 10 について、説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。先ず整理番号 1 についてですが、貸付者は、酒々井在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、酒々井の農地 4 筆で、地目は田、面積は合計で 3,857 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、米 180 kg で、10a 当たり米約 46 kg です。備考ですが、前回は、平成 29 年 5 月 1 日から 3 年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は 2 年 6 ヶ

月（2021年10月31日まで）ということです。位置につきましては、2、3ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の4ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は、馬橋在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、馬橋の農地5筆で、地目は田、面積は合計で5,379㎡、利用計画は田です。賃借料は、米330kgで、10a当たり米約1俵です。備考ですが、前回は、平成28年5月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、5ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の6ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者も同じく、墨在住者です。設定場所は、墨の農地4筆で、地目は田、面積は合計で5,842㎡、利用計画は田です。賃借料は、100,330円で、10a当たり17,174円です。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、7ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の8ページをご覧ください。整理番号4についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者は、尾上在住者です。設定場所は、尾上の農地2筆で地目は田、面積は合計で1,567㎡、利用計画は田です。賃借料は、米90kgで、10a当たり米約1俵です。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、9ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の10ページをご覧ください。整理番号5についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地2筆で、地目は田、面積は合計で1,534㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約138kgで、10a当たり米1.5俵です。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、11ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の12ページをご覧ください。整理番号6についてですが、貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地5筆で、地目は田、面積は合計で3,867㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約230kgで、10a当たり米1俵です。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、13ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の14ページをご覧ください。整理番号7についてですが、貸付者は、千葉市若葉区在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地3筆で、地目は田、面積は合計で1,501㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米約180kgで、10a当たり1等米

約2俵です。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、15ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の16ページをご覧ください。整理番号8についてですが、貸付者は、柏木在住者、借受者も同じく、柏木在住者です。設定場所は、柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,612㎡、利用計画は田です。賃借料は、この後に説明させていただき整理番号9と合わせて1等米360kgで、10a当たり1等米約108kgです。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、17ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の18ページをご覧ください。整理番号9についてですが、貸付者は、柏木在住者の共有、借受者も同じく、柏木在住者です。設定場所は、柏木の農地で、地目は田、面積は合計で704㎡、利用計画は田です。賃借料は、整理番号8と合わせて1等米360kgで、10a当たり1等米約108kgです。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、19ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の20ページをご覧ください。整理番号10についてですが、貸付者は、東京都世田谷区在住者、借受者は柏木在住者です。設定場所は、印旛沼新田及び柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で3,927㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米480kgで、10a当たり1等米約2俵です。備考ですが、前回は、平成26年5月1日から5年間設定されておりましたが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、21、22ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1から10の計画はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員から補足説明等ありましたらお願いします。整理番号1が石井推進委員、整理番号2及び3が高崎推進委員、整理番号4が篠原推進委員、整理番号5から7が小坂推進委員、整理番号8から10が秋葉推進委員より補足説明がありましたらお願いします。

石井推進委員 特別ありません。

高崎推進委員 特別ありません。

篠原推進委員 特別ありません。

小坂推進委員 特別ありません。

秋葉推進委員 特別ありません。

議 長 特にありませんでしたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、再設定で特に問題ないようでしたら、一括で採決したいと思います。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号1から10については、一括で採決をいたします。原案のどおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1から10につきましては、原案のどおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号11について、事務局より説明願います。

局 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号11について、説明させていただきます。資料の23ページをご覧ください。貸付者は、成田市在住者、借受者も同じく、成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農地で、地目は田、面積は1,000㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米90kgで、設定期間は、10年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、24ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は秋葉推進委員でよろしい

ですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 貸付者、借受者共に成田市在住の方で、近隣の農業者の方で問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号11について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号11につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号12について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号12について、説明させていただきます。資料の25ページをご覧ください。貸付者は、成田市在住者、借受者も同じく、成田市在住者です。設定場所は、柏木の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,832㎡、利用計画は田です。賃借料は、1等米270kgで、10a当たり1等米約95kg、設定期間は、10年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、26ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は秋葉推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

秋葉推進委員 こちらも、貸付者、借受者共に成田市在住の方で、近隣の農業者の方で問題ないと思います。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

- 議長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号12について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。
- 局長 挙手全員です。
- 議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号12につきましては、原案どおり答申することに決定します。
- 議長 続きまして、第2号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局より説明願います。
- 局長 第2号議案 農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。資料の27ページをご覧ください。説明の前に議案番号が第3号となっておりますが、第2号の誤りですので訂正願います。それでは、改めまして説明させていただきます。譲受人は、東京都品川区に住所を有する法人、譲渡人は、習志野市在住者です。申請地は、上岩橋及び伊篠の農地3筆で、地目は畑、面積は合計で2,809㎡です。申請理由は車両展示場用地で、権利の種類等は所有権移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。28、29ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、着工後3ヶ月後に完了の予定です。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、コンクリートブロック3段積み等により細心の注意を払うため、特に営農への支障はないと思われれます。なお、他法令関係（道路）について、29ページの公図をご覧くださいと思いますが、車両が申請地を出入りする際町道を通することとなりますが、町道に特段手を加えるわけではないため、施工承認等の手続きは不要とのことで、まちづくり課に確認済みです。以上で説明を終わらせていただき

ます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、宮田委員が欠席のため、石橋委員でよろしいですか。さらに、現状を把握している委員の方がいましたら、補足説明をお願いします。

石橋農業委員 これは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の車両展示場を拡張することです。伊篠松並木を挟む迎え側の畑ですが、今は、荒れている状況です。譲渡人は、わかりませんが、元は〇〇〇〇の畑だったんですが、現在は、この資料の方が所有しているとのこと。以上です。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

(現地確認)

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させてください。

(申請代理人入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。

申請代理人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画について説明願います。

申請代理人 申請に至った経緯ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が車輛展示場の拡張を予定しておりまして、現在申請した土地の前で既に中古車展示場があり、更にサービス向上のため、近隣で拡張の計画を考えていたところ、近隣土地の所有者の〇〇様が現在土地を持て余してしまっている状

況で、現在、雑種地の様な状況で木等が生えてしまっており、整地もされていない状況でして、今後も農業をされる予定もないとのこと、こちらを買収候補としまして、農地法の許可申請をすることになりました。事業の計画ですが、まず、整地をしまして、アスファルトを敷き、雨水は浸透とします。雨量が多いことを考慮して、周りに流出しないようにブロック塀三段積みとします。土地のほうですが、面積が2,809㎡でして、一台大体25㎡から30㎡で算出し、約70台前後の中古車を展示する計画です。近隣の土地所有者へは、承諾済みでございます。清宮氏につきましては、相続財産管理人に同意を得ております。着手予定ですが、今月の末日から予定しており、工期は3ヶ月で7月の末あたりを予定しております。資金としましては、自己資金で土地1千6百万、整地に1千万の、2千6百万を予定しております。以上このような計画となっております。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 今のご説明で、アスファルト舗装で雨水は浸透式とのことですが、他への流出は、昨今の豪雨でも大丈夫なのですか。

申請代理人 雨水につきましては全て浸透するようになります。他への流出はありません。ブロック塀も三段積みですので、流出はありません。

綿貫農業委員 出入り口からの流出はないのか。道路への流出の懸念があると思うが。

申請代理人 基本的には、傾斜をつけて敷地内で処理をすることになります。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人退室)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。



議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について、一括して報告をお願いします。

局 長 農地法第5条の届出についての整理番号1及び2について説明させていただきます。資料の32ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、譲受人は、佐倉市に住所を有する法人、譲渡人は、酒々井在住者の共有です。届出地は、酒々井の農地で、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は109㎡、届出理由は、資材置場、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成31年3月8日付け、酒農委第5号の4で受理証明をださせていただきます。続きまして、農地法第5条の届出についての整理番号2について説明させていただきます。資料の34ページをご覧ください。譲受人は、佐倉市に住所を有する法人、譲渡人は、酒々井在住者の共有です。届出地は、酒々井及び下台の農地3筆で、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は合計で、1,114㎡、届出理由は、駐車場用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成31年3月8日付け、酒農委第5号の5で受理証明を出させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他について事務局より何かありましたらおねがいします。

局 長 農地のあっせん依頼です。資料をご覧ください。  
次に、視察研修の決算報告です。資料をご覧ください。  
次に、活動記録ですが、1月から3月分の提出をお願いします。  
最後に、2020年農林業センサスの実施に係る精通者の名簿の提供についてです。  
特に問題がありませんようでしたら、農業委員名簿及び推進委員名簿を提供させていただきたいと思います。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 10日の金曜日はいかがでしょう。

議 長 　ただ今、10日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、10日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。